



福祉サービス第三者評価 評価結果報告書(概要)

公表日:平成 29 年 12 月 18 日

評価 機 関	名 称	(社福)広島県社会福祉協議会
	所 在 地	広島県広島市南区比治山本町12-2
	事業所との契約日	平成29年5月25日
	事業所への評価結果の報告日	平成29年12月11日
	結果公表にかかる事業所の同意	あり・なし

I 事業者情報

(1)事業者概況

事業所名称	幼保連携型認定こども園 大門未来園	種 別	幼保連携型認定こども園		
事業所代表者名	金永 恵美子	開設年月日	昭和53年4月5日		
設置主体	社会福祉法人八葉会	定 員	140 人	利用人数	145 人
所在地	〒721-0921 広島県福山市大門町大門60-2				
電話番号	084-943-9355	FAX番号	084-943-9194		
ホームページアドレス	http://www.daimon-h.com/				

(2)基本情報

サービス内容(法人事業内容)		事業所の主な行事など	
<input type="checkbox"/> 0歳児(生後43日~)から5歳児の保育		毎月 : 避難訓練, 消火訓練, 身体測定, 誕生会	
<input type="checkbox"/> 延長保育(早朝, 夕方, 土曜)		月3回: 英会話(3~5歳児クラス)	
<input type="checkbox"/> 一時保育/子育て支援サークル活動		月2回: スイミング(3~5歳児クラス)	
<input type="checkbox"/> おもちゃサロン		入園式, 卒園式, 親子遠足, 学区夏祭り, 運動会, 保育参観,	
<input type="checkbox"/> 子育て支援		学区文化祭作品出品, 季節行事など	
居室の概要		居室以外の施設設備の概要	
<input type="checkbox"/> 総保育室数	7 室	<input type="checkbox"/> 食堂	: 1
<input type="checkbox"/> 保育室	5 室	<input type="checkbox"/> その他	: 8 (事務室1, 医務室1, 給食室1, トイレ6,
<input type="checkbox"/> 一時保育室	1 室		調乳室1, 砂場1, 足洗い場2, プール1)
<input type="checkbox"/> 子育て支援室	1 室		
<input type="checkbox"/> その他	室		

職員の配置

職 種	人 数(うち常勤人数)	職 種	人 数(うち常勤人数)
施設長	1人(1人)	学校医(嘱託)	1人(0人)
事務員	2人(2人)	学校歯科医(嘱託)	1人(0人)
保育士(主任保育士含む)	25人(18人)	学校薬剤師(嘱託)	1人(0人)
調理員	2人(1人)		人(人)
栄養士	1人(1人)		人(人)
管理栄養士	1人(0人)		
	人(人)		



Ⅱ. 第三者評価結果

◎評価機関の総合意見

運営母体の社会福祉法人八葉会は、私財と寄付金により昭和53年に創立され、現在は3つの保育園を運営されています。大門未来園は、平成29年4月から幼保連携型認定こども園の認可を受け、これまでの保育運営をさらに充実し、保護者・地域と連携を密に取られています。園は、福山市の山陽本線大門駅から至近距離にある丘の上にある施設です。

第三者評価の受審を人材育成の一貫としてとらえられ、全職員を6人程度のグループに編成し、自己評価を行われています。一つ一つの評価項目の内容をよく検討され、その中で必要なマニュアル、研修、書式の整備など丁寧に精査されていました。

また、訪問評価当日には、説明等に参加する職員も多く、質問に対応された職員の応答は的確で齟齬もなく、項目内容を熟知されていることが伺えました。

さらに、前回提案させて頂いた改善点についても施設として工夫して改善されていました。

◎特に評価の高い点

第三者評価は今回で4回目の受審となり、自己評価項目の設問も独自に追加項目を設定され、項目以外の園での取り組みも多く拝見することができました。自己評価はすべてA評価であり、これまでの第三者評価での指摘事項についても施設全体で改善に取り組んでおられる事が伺えます。

中長期計画、マニュアル、会議録など、書類に関する内容は誰でも分かりやすいように整備されています。また、管理・運営、保育に必要な項目を網羅されており、提出書類がとても分かりやすく分類・整理されていました。

園舎内は整理整頓、清掃が行き届き、快適に過ごせる空間となっており、開放感あふれる設計構造になっています。さらに、園庭も広く興味の持てる遊具が設置され、自然と季節が身近に感じられるように、四季折々の植物を育てられ、子どもたちに植物の成長の喜び、収穫の楽しみが実感できる取り組みをされています。

職員同士の意思疎通も良く図られており、マニュアルの読み合わせなど忙しい業務の中でそれぞれ工夫して取り組んでおられます。

◎特に改善を求められる点

0歳・1歳児教室の中央にトイレ、汚物流し、洗濯機、調乳用の流しに仕切りがないため、今後は衛生管理面から調乳室としてのスペース確保できるよう、改修改善を中長期計画に盛り込まれることを提案します。

第三者評価調査の意義や目的もよく理解されている様子なので、今後、利用者の声の活用や人材育成を踏まえた第三者評価を独自の方法で活用することも検討しながら、より安心・安全な施設環境整備や保育環境整備に取り組まれることを期待します。

Ⅲ. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

4回目の第三者評価を受審するにあたり、これまで第三者評価にはあまり関わってこなかった職員をリーダーに任命し、5グループで評価項目を議論しました。多様な職種、経験年数、立場の職員が参加することによって、新たな視点からの気づきや意見を集約することができ、また、職員間の意識統一の場にもなりました。

議論をしていく中で、マニュアルの重要性を痛感し、既存のマニュアルの整備を職員全員で行い、業務の見直しをすることができました。マニュアルによって業務の均質化を図る事は、保護者や子どもたちにとって安心・安全に繋がることを知りました。

今回新たな課題として、業務体系は確立しているものの、それが本当に適切に運用されているかを定期的にフィードバックしていく必要があると分かりました。職員一人ひとりがその業務を行うことの意義を考え、子どもたちにとってよりよい環境を創造できるよう、邁進して参りたいと思います。

第三者評価調査者から頂いた意見や結果を職員間および同法人の園間で共有し、多様化、複雑化、変化していく保育ニーズへ対応できるよう情報収集をしていきたいと思ひます。地域に根ざしたこども園を目指して、取り組みを継続して参ります。

IV. 項目別の評価内容

1 管理運営編

1 福祉サービスの基本方針と組織	(1)理念・基本方針 自己評価:NO.1-2	園の理念・基本方針、目標等が明文化されています。年度初めには、新規採用職員を含め、全職員を対象にした理念研修を実施されています。職員室に理念を掲示する他、週1回の会議で理念を唱和し、職員への周知に努めておられます。ホームページや入園のしおり、パンフレット等で、保護者や地域など、全体に周知されています。
	(2)計画の策定 自己評価:NO.3-4	法人として中・長期的なビジョンを持ち、3か年の中期事業計画を策定されています。計画の実行状況を経営会議や理事会で審議し、必要に応じて計画の見直しをされています。また、職員会議で中期事業計画の研修を行い、全職員の周知に努めておられます。年度毎の事業所計画では、地域の保育ニーズや前年度の振り返りの内容を踏まえ、園長を中心とする経営・職員会議で検討されています。 ◎0歳・1歳児教室の中央にトイレ、汚物流し、洗濯機、調乳用の流しが仕切りなく設置されています。今後は、衛生管理面から調乳室としてのスペース確保できるよう、改修改善を中長期計画に盛り込まれることを提案します。
	(3)管理者(施設長)の責任とリーダーシップ 自己評価:NO.5-6	事務分掌を定め、園長自らの役割と責任について明確にされています。園長は、さまざまな研修に参加し、遵守すべき法令等を理解し、職員に伝えておられます。定款や就業規則などの内規をマニュアル化し、職員会議で読み合わせを行うなど、職員への周知に努めておられます。園長は、会議で出された意見だけではなく、職員アンケートの実施や個人・グループ面談を通じて、職員の意見や思いを運営に取り入れる努力をされています。
2 組織の運営管理	(1)経営状況の把握 自己評価:NO.7-8	福山市私立認可施設協会や全国保育士会議、私立保育連盟、日本保育協会、地域の会合等へ積極的に参加し、保育に関する全体の動向やニーズ等について情報収集されています。週1回の子育てサークルやおもちゃサロンなど、地域の子育てニーズの把握に努めておられます。法人が運営する3つの園のリーダー層を中心とする経営会議や内部監査を実施し、経営状況や改善すべき課題について協議されています。
	(2)人材の確保・養成 自己評価:NO.9-12	法人として、必要な人材確保や職員体制に関する基本的な考え方や方針を明確に持たれています。人事考課制度の運用により、職員一人ひとりの達成すべき目標を設定し、それらを基に職員一人ひとりの年間研修計画を立てるなど、法人全体で職員の育成に力を入れて取り組まれています。また、外部研修の案内を回覧し、希望者は受講できる体制を整えておられます。 職員の就業状況を定期的にチェックし、3か月単位の変形労働時間制度を導入されています。休暇希望の事前調査を行い、有給休暇の取得やシフト調整など、職員の希望等に配慮しながら実行されています。 さらに、実習生の受け入れに積極的で、マニュアルの整備を行うとともに、事前説明を丁寧に行い、実習評価については複数の職員で実施されています。
	(3)安全管理 自己評価:NO.13	災害時避難マニュアルや不審者対応マニュアル、SIDS(乳幼児突然死症候群)などの各種マニュアルを整備し、子どもの安全確保のための体制を整備されています。入園時に、「お迎え指示書」を保護者に記入してもらい、不審者対策にも取り組まれています。 インシデントレポートマニュアルを作成し、怪我や事故につながる可能性について記録に残し、「イマコそ会議」にて事故や問題点の分析を行い、再発防止のための改善策を検討されています。

2 組織の運営管理	(4)設備環境 自己評価: NO.14-15	各保育室に湿度計・温度計を設置し、子どもたちが快適に過ごせるように配慮されています。洗面所やトイレ等は、各保育室から利用しやすい場所に設置されています。安全で快適な保育環境を保つために、安全点検マニュアル(建物設備、園外、園庭遊具等)を整備し、点検表に沿って各クラスの職員が細かくチェックし、職員間でも情報を共有されています。また、毎日の掃除は、担当職員のみではなく、他の職員など複数の目で確認されています。
	(5)地域との連携 自己評価: NO.16	地域の夏祭りや敬老会、シルバー運動会、とんどなどの行事に積極的に参加し、地域住民と交流されています。園行事の「ふるさとさんぽ」や「ふれあいひなまつり会」には、地域に住む高齢者を園に招待し交流を図っておられます。また、地元大学のコミュニケーション交流学習の受け入れ協力をされており、毎年恒例となっている学生との交流は、園児にとって楽しみの一つとなっています。週1回の子育てサークルやおもちゃサロンなど、地域の保育ニーズに基づいたサービスを提供されています。
	(6)事業の経営・運営 自己評価: NO.17-18	公私立所長会や市私立認可施設協会、行政懇談会等に参加し、意見交換されています。外部研修に積極的に参加し、制度に関する情報や意見を収集し、運営に反映するとともに、外に向けて情報発信されています。財務諸表については、ホームページに掲載されています。また、開示の請求があった場合に速やかに対応できるよう、開示請求書を作成されています。
3 適切な福祉サービスの実施	(1)利用者本位の福祉サービス 自己評価: NO.19-24	毎日の申し送り会や週1回の保育会議で、各クラスの子どもの状況について情報交換し、一人ひとりの特性に応じた保育方針を検討されています。保育会議では、子どもたちのエピソードを具体的に取りあげ、関わり方や対応策について意見交換されています。玄関に意見箱を設置するほか、メールでの受付や行事毎に保護者アンケート調査を実施するなど、相談や意見が言いやすい環境を整えておられます。得られた意見や要望は、ホームページや園だよりで保護者にフィードバックされています。入園時に、園の苦情解決の体制について保護者に説明されています。園で解決できない事案については、第三者委員の立ち会いを求め、迅速な対応ができるよう努力されています。 個人情報に記載されたデータはパスワードを設定するとともに、個人情報管理担当者を置き、USBやデータ管理に細心の注意を払われています。
	(2)サービス・支援内容の質の確保 自己評価: NO.25-28	第三者評価を平成22年度より受審されており、今回で4回目の受審となります。職員全員で自己評価に取り組まれており、職員一人ひとりが自分たちの保育の振り返りとして活用されています。また、自己評価を新人指導にも役立てるなどの工夫もされています。日々の保育を円滑に進めるための各種マニュアルが整備されており、職員会議でマニュアルの読み合わせを行い、全職員の意識統一を図っておられます。また、子ども一人ひとりに関する保育実施状況が適切に記録されています。情報開示を求められた場合に統一した対応ができるように規定を整備されています。
	(3)サービスの開始・継続 自己評価: NO.29-32	ホームページや入園のしおり、重要事項説明書で必要な情報を分かりやすく伝えておられます。また、全職員が説明できるように、入園のしおりをマニュアル化されています。また、退所のしおりを作成するとともに、転所の場合は、移行先の保育所と連携を取り、必要な情報提供をされています。さらに、就学時には、指導要録を園長や主任が小学校へ持参し、園児の情報や取り組みについて細かく伝えておられます。卒園後も子どもたちが気軽に園に遊びに来れるよう、夏祭りの招待状を送ったり、職員が小学校の行事に出向いたりして交流できる機会を設けておられます。



IV. 項目別の評価内容

2 サービス編: 保育所

1 事業所運営体制の基本	(1)サービスの質の確保 自己評価: NO.1-3	週1回の職員会議に全職員が参加できるよう、同じ内容を2回に分けて実施されています。週1回の保育主任会議や毎日の連絡会など、様々な情報共有の場を設けておられます。会議に参加できなかった職員は、議事録や申し送り簿などで確認する仕組みを確立されています。職員アンケートや職員面談を実施し、クラスや個人が抱える悩みなどの把握に努め、園長や主幹指導教諭を中心に指導助言を行う体制を整えておられます。また、解決策を職員会議でも検討し、職員と情報共有できるよう取り組まれています。 子どもに関する情報を記録するための統一した様式を作成されており、職員はマニュアルの確認や園長や主幹・指導教諭に指導を受けながら統一した書き方に心がけておられます。
2 子どもの発達援助	(1)発達援助の基本 自己評価: NO.4-8	年度毎の教育・保育の全体的な計画のねらいや内容は、発達過程や年齢、個人差を踏まえた内容となるよう配慮されています。全体的な計画を基に、月間の教育・保育計画が作成されており、和太鼓や鼓隊、組体操、リトミックなどの特色ある保育が提供されています。また、保育の中での遊びや持ち物、順番などが性的差別とならないように配慮し実践されています。異年齢児保育や地域の高齢者との交流など、幅広い年代の人との交流を通じて、お互いの存在を理解しあえるよう取り組まれています。
	(2)健康管理・食事 自己評価: NO.9-14	保健衛生に関するマニュアルを整備し、職員会議などで読み合わせを行い、職員が統一した意識を持って対応できるよう取り組まれています。各クラスで子どもの健康管理について毎日確認されています。また、個人懇談で既往歴や予防接種の状況について確認したり、家庭での過ごし方についても情報共有されています。嘱託医による健康診断、歯科検診を年2回実施し、結果を保護者に伝えておられます。 食育年間計画を立て、食育やクッキングなどの食育活動を積極的に取り入れておられます。4・5歳時クラスは、週に数回、自分で食べることでできる量を自分のお皿に盛り付け、子どもたちが食べることに関心が高まるよう工夫されています。月1回、ランチバイキングの日を設け、異年齢児が同じテーブルで同じ食事を摂る楽しみがあります。いつでも調理作業が見えるように、給食室がガラス張りになっています。 アレルギー疾患により、除去食が必要な子どもの気持ちに配慮し、代替食を提供されています。食器に名前を書いたり、色のついたトレーを使用するなど、調理員と職員が確認できるしくみをつくり、取り間違えのないよう徹底されています。
	(3)保育環境 自己評価: NO.15-17	各クラスに温度・湿度計を設置し、子どもたちが常に心地よく過ごせるように調整しながら空間の確保に取り組まれています。掃除衛生担当者を決め、設備等の管理徹底に努めておられます。保育室は、しきりを取り除くことができ、用途に応じて広く開放感のある空間が造られています。園庭に造られた広い花壇や野菜畑で自然を感じることができます。また、近くの公園に出かけ、木々や草花などの自然物に触れながら季節を感じることができるよう配慮されています。
	(4)保育内容 自己評価: NO.18-23	電車を利用して遠足に出かけたり、徒歩で郵便局に出かけ葉書を出すなど、園外に出る機会を設け、公共の場を使う時の約束ごとを学び、成長できるよう取り組まれています。また、園の菜園で野菜を育てたり、絵本を読んだり、色々な遊びや学び、自然を感じながら数や量の感覚が身につくように工夫されています。乳児は、送迎時に保護者から前日や朝の様子を細かく聞き取り、一人ひとりの生活リズムに合わせた保育に取り組まれています。SIDS(乳幼児突然死症候群)マニュアルに沿って、15分毎にチェックした内容を記録されています。



3 子育て支援	(1)保護者等への支援 自己評価: NO.24-28	参観やクラス懇談の他、子どもの園での様子を連絡帳や口頭で直接伝えるなど、保護者とのコミュニケーションを大切にされています。年に数回、保護者と個人懇談を行い、保護者個々の思いや意向を把握されています。園だよりやクラスだよりで行事の内容や実施の目的などを伝えておられます。また、行事終了後にアンケート調査を実施し、出された意見を今後の行事に反映できるよう努めておられます。 日々の保育で、虐待等の兆候を見落とさず、すぐに報告し合うように周知徹底されています。
4 子どもの安全	(1)安全・事故防止 自己評価: NO.29-31	保健衛生担当者を決め、食中毒や感染症に対する予防および発症後の対策を徹底されています。食中毒情報の発令や感染症の発生があった場合は、掲示板で保護者等に対して啓発されています。毎月の避難訓練は、火災・地震など、様々な災害を想定し、計画的に実施されています。正門は電子錠となっている他、防犯カメラなどの監視体制を整備され、不審者の侵入対策に取り組んでおられます。年3回、刺股などを使ったシュミレーション研修を実施し、不審者の侵入などに対応できる体制を整えておられます。
5 地域との関わり	(1)関係機関及び地域との連携 自己評価: NO.32-34	年3回、小学校や近隣の園と保幼小連携会議を開催し、情報交換するなどのネットワークを築いておられます。また、小学生と交流する機会をつくられています。週1回、子育てサークルを実施したり、支援ルームを開放して、地域住民との共催でおもちゃサロンの場を提供されています。 地域の保育ニーズに対応するため、一時預かり事業を実施されています。時には、同年齢のクラスに入って、在園児と一緒に過ごしたりして交流を図っておられます。



自己評価・第三者評価の結果（管理運営編）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の提案
-----	-----	----	------	-------	-------

1 福祉サービスの基本方針と組織

(1) 理念・基本方針

1	理念・基本方針の確立	法人としての理念，基本方針が確立され，明文化されていますか。	A	A	
2	理念・基本方針の周知	理念や基本方針が利用者等に周知されていますか。	A	A	

(2) 計画の策定

3	中・長期的なビジョンと計画の明確化	中・長期的なビジョン及び事業計画が策定されていますか。	A	A	○
4	適切な事業計画策定	事業計画が適切に策定されており，内容が周知されていますか。	A	A	

(3) 管理者(施設長)の責任とリーダーシップ

5	管理者(施設長)の役割と責任の明確化	管理者(施設長)は自らの役割と責任を明確にし，遵守すべき法令等を理解していますか。	A	A	
6	リーダーシップの発揮	管理者(施設長)は質の向上，経営や業務の効率化と改善に向けて，取り組みに指導力を発揮していますか。	A	A	

2 組織の運営管理

(1) 経営状況の把握

7	経営環境の変化等への対応①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されていますか。	A	A	
8	経営環境の変化等への対応②	経営状況を分析して，改善すべき課題を発見する取り組みを行っていますか。	A	A	

(2) 人材の確保・養成

9	人事管理の体制整備	必要な人材確保に関する具体的なプランをたてて，実行していますか。	A	A	
10	職員の就業状況への配慮	職員の就業状況や意向を把握し，必要があれば改善するしくみが構築されていますか。	A	A	
11	職員の質の向上に向けた体制	職員の質の向上に向けた具体的な取り組みを行っていますか。	A	A	
12	実習生の受け入れ	実習生の受け入れについて，積極的な取り組みを行っていますか。	A	A	

(3) 安全管理

13	利用者の安全確保	利用者の安全確保のための体制を整備し，対策を行っていますか。	A	A	
----	----------	--------------------------------	---	---	--

(4) 設備環境

14	設備環境	事業所(施設)は，利用者の快適性や利便性に配慮したつくりになっていますか。	A	A	
15	環境衛生	事業所(施設)は，清潔ですか。	A	A	



NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改訂の提案
-----	-----	----	------	-------	-------

(5) 地域との交流と連携

16	地域との関係	利用所と地域との関わりを大切にし、地域のニーズに基づく事業等を行っていますか。	A	A	
----	--------	---	---	---	--

(6) 事業の経営・運営

17	制度に関する意見・意向の伝達	制度について、保険者あるいは行政担当部署等に意見や意向を伝えていますか。	A	A	
18	財務諸表の公開	地域住民、利用者に対して財務諸表を公開していますか。	A	A	

3 適切な福祉サービスの実施

(1) 利用者本位の福祉サービス

19	利用者を尊重する姿勢①	利用者を尊重したサービス提供について、共通の理解を持つための取り組みを行っていますか。	A	A	
20	利用者を尊重する姿勢②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していますか。	A	A	
21	利用者満足の向上	利用者満足の向上(または保護者の意向を尊重)に向けた取り組みを行っていますか。	A	A	
22	意見を述べやすい体制の確保①	利用者(または保護者)が相談や意見を述べやすい環境を整備していますか。	A	A	
23	意見を述べやすい体制の確保②	苦情解決の仕組みが確立され、十分に周知・機能していますか。	A	A	
24	意見を述べやすい体制の確保③	利用者(または保護者)からの意見に対して迅速に対応していますか。	A	A	

(2) サービス・支援内容の質の確保

25	質の向上に向けた組織的な取り組み	自己評価の実施や第三者評価の受審により、提供しているサービス・支援内容の質向上を図っていますか。	A	A	
26	標準的な実施方法の確立	各サービス業務が標準化され、マニュアル化されてサービスが提供されていますか。	A	A	
27	サービス実施状況の記録	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われていますか。	A	A	
28	記録の管理と開示	記録等の開示を適切に行っていますか。	A	A	

(3) サービスの開始・継続

29	サービス提供の開始①	利用希望者に対して、サービス選択に必要な情報を提供していますか。	A	A	
30	サービス提供の開始②	サービスの開始にあたり、利用者等に説明し、同意を得ていますか。	A	A	
31	利用契約の解約・利用終了後の対応	利用者がいつでも契約の解約ができることを説明し、また、利用者または事業者から直ちに契約を解除できる事由を定めていますか。	A	A	
32	サービスの継続性への配慮	事業所変更や家庭への移行(または保育サービスや保育所の変更)にあたり、サービスの継続性に配慮した対応を行っていますか。	A	A	

自己評価・第三者評価の結果 (サービス編：保育所版)

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の提案
-----	-----	----	------	-------	-------

1 事業所運営体制の基本

(1) サービスの質の確保

1	職員会議	職員間において、定期的または随時に情報共有する体制がとられていますか。	A	A	
2	指導助言を受ける仕組み	職員が指導助言を受ける仕組みがありますか。	A	A	
3	個人情報の適切な取り扱い	子ども(保護者等を含む)に関する情報(データを含む)は、適切に取り扱われていますか。	A	A	

2 子どもの発達援助

(1) 発達援助の基本

4	保育課程	保育課程は、関係法令や子どもの発達特性を踏まえ、長期的見通しをもって適切に編成されていますか。	A	A	
5	指導計画	指導計画は、定期的に評価および見直しが行われていますか。	A	A	
6	理解と受容	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容していますか。	A	A	
7	さまざまな人との交流	さまざまな年代や文化を持つ人たちに親しみを持つよう働きかけていますか。	A	A	
8	先入観を植え付けない配慮	性差への先入観による固定的な概念や役割分業意識を植え付けられないような配慮を行っていますか。	A	A	

(2) 健康管理・食事

9	健康状態の把握	子どもの健康管理は、適切に行われていますか。	A	A	
10	健康診断等の実施	健康診断や歯科検診を定期的に行っていますか。	A	A	
11	食事環境の整備	子どもにとって、食事が楽しみとなるよう配慮していますか。	A	A	
12	サービス開始・終了時の配慮	子どもが生活と遊びの中で、食事を楽しみ合うよう、働きかけていますか。	A	A	
13	子どもの状況に応じた食事の提供	アレルギー疾患や体調不良の子どもがいる場合、子どもの状況に応じた食事が提供されていますか。	A	A	
14	家庭との連携	保育所で提供する食事について、保護者等に対して説明し、理解を得ていますか。	A	A	

(3) 保育環境

15	空間の確保	保育所は、子どもが心地よく過ごせるような空間が確保されていますか。	A	A	
16	設備・環境	保育所は、子どもたちの心身の安らぎ、くつろぎの面から配慮された場所となるよう、工夫されていますか。	A	A	
17	保育環境の整備	子どもが自発的に活動できる環境を整える工夫を行っていますか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の 提案
-----	-----	----	------	-------	-----------

(4) 保育内容

18	社会性の獲得	子どもが望ましい生活のルールや態度を身につけるよう、働きかけていますか。	A	A	
19	表現活動	身近な環境の中で、感覚を豊かにしたり、活動を楽しめるよう働きかけていますか。	A	A	
20	人間関係	遊びや生活を通して、人間関係が育つように働きかけていますか。	A	A	
21	乳児保育	乳児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	
22	長時間保育	長時間保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	
23	障害児保育	障害児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	

3 子育て支援

(1) 保護者等への支援

24	信頼関係の構築	保護者等の気持ちに共感しながら、信頼関係を築くよう努めていますか。	A	A	
25	保護者等との連携、共有	子どもの生活の連続性を踏まえ、保護者等との連携および情報共有が行われていますか。	A	A	
26	相談・情報提供	保育に関する知識や技術を活かして、保護者等からの相談にあたっていますか。	A	A	
27	不適切な養育に対する支援	虐待等、不適切な養育が行われている可能性があると感じた場合は、速やかに対応していますか。	A	A	
28	虐待等への対応	虐待を受けている子ども(虐待の可能性のある場合を含む)に対して、適切に対応していますか。	A	A	

4 子どもの安全

(1) 安全・事故防止

29	食中毒・感染症対策	食中毒や感染症に対する予防および発症後の対策は、適切に行われていますか。	A	A	
30	事故・天災への対応	事故や天災が発生した場合、速やかに対応できる体制がありますか。	A	A	
31	不審者対策	不審者の侵入などに対応できる体制がありますか。	A	A	

5 地域との関わり

(1) 関係機関および地域との連携

32	関係機関との連携、協力	子ども家庭センター、要保護児童対策地域協議会、小学校等と連携し、必要に応じて協力体制を築いていますか。	A	A	
33	地域の子育て支援	地域の子育て支援の拠点として、子育て家庭に対して保育所機能を還元していますか。	A	A	
34	一時保育	一時保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	